

田淵電機グループ  
グリーン調達基準書

Ver. 4.1  
2018年1月

田 淵 電 機 株 式 会 社

品質本部



## 目次

### < 1 > 環境に関する基本姿勢

### < 2 > 具体的取り組み内容

#### 1.適用範囲

#### 2.用語の定義

#### 3.田淵電機グループの環境負荷物質管理基準

#### 4.お取引先様の評価

#### 5.調査データご提出のお願い

#### 6.参考 URL

#### 7.お問合せ先

別紙 1 「使用禁止物質(製品および梱包材への含有を禁止する物質)」

別紙 2 「製造工程使用禁止物質」

別紙 3 「含有管理物質(含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする物質)」

別紙 4 「参照法規制および別紙中の表記番号」

別紙 5 「含有確認書のご提出について」

別紙 6 「含有確認書」

別紙 7 「不使用保証書のご提出について」

別紙 8 「不使用保証書」

別紙 9 「高精度分析データ一覧表」

## <1>環境に対する基本姿勢

近年、環境保全は地球規模の課題であり、温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全配慮は環境負荷低減のために、避けて通ることのできない重要課題となっています。

田淵電機グループは未来を見据え、環境に関する環境理念・環境基本方針を定め、それに基づく地球環境保全・循環型社会形成を目指した事業運営を積極的に展開しています。

これらの活動をさらに実りあるものにするためには、お取引様との協力により環境保全活動を強化すると共に、環境負荷の少ない部品を調達し、環境負荷の低減と環境リスクの回避を図る必要があります。

特に EU(欧州連合)において 2007 年 6 月に施行された REACH 規制では認可対象候補物質や制限物質が年々追加されており、2011 年 7 月には改定 RoHS 指令が発効され、製品に含有する環境負荷物質に関する法規制は益々、強化されてきております。

以上の背景から、弊社では「グリーン調達基準書」を改訂することいたしました。

今後ともお取引様とともに環境にやさしい商品づくり、環境を重視した事業活動を推進してまいりますので、環境保全に向けた取組みの重要性をご理解頂き、ご協力をお願い致します。

### 1.環境理念

私たちはかけがえのない地球の環境と共生する企業をめざします

### 2.環境基本方針

田淵電機株式会社は、変成器、電源機器等の開発設計、販売の事業体であることを踏まえ、以下の方針に基づき環境保全活動を推進します。

- 1) 事業活動に係わる環境影響を把握し、経済的、技術的に可能な範囲で環境目標の設定と定期見直しを実施し、これを達成するための環境保全活動を行います。
  - ① 環境に配慮をした製品設計を推進します。
  - ② 環境負荷物質を削減、管理します。
- 2) 環境保全に関する法規、条例、協定及び同意したその他の要求事項を遵守します。
- 3) 環境影響評価、環境内部監査等を実施し、環境マネジメントシステムの継続的な改善により、環境汚染の予防を行います。
- 4) 環境教育、社内広報活動を通じて、会社に従事するすべての者に、環境方針の周知徹底をはかるとともに、環境に関する意識の高揚に努めます。
- 5) この環境方針は、社外へ公表します。

## <2> 具体的取り組み内容

### 1.適用範囲

田淵電機グループが調達する製品・部材・副資材・包装材に適用します。

### 2.用語の定義

#### 1) 環境負荷物質

田淵電機グループが地球環境と人体に著しい影響があると判断した物質を指します。

#### 2) 均質材料

機械的に、異なる材料に分解できない材料のことです。

均質：構成物全体が均一

例：プラスチック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング

機械的分解：基本的にねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨等の機械的な行為により材料が分離・分解されることです。

#### 3) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部材、またはそれらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することをいいます。

#### 4) 不純物

天然素材中に含有され工業材料として精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質をいいます。

#### 5) 化学物質(chemical substance)

元素単位および化合物であって、天然に存在するか、または任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。

これらの安定性を維持する為に必要な添加物、および使用した工程から生じる不純物を含みます。ただし、単一の化学物質の安定性、または組成の変化に影響せず分離することができる溶剤は除きます。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

#### 6) 混合物(mixture)

2つ以上の化学物質を混合したもの。

例：塗料、インク、合金のインゴット、はんだ、接着剤、樹脂ペレット等

#### 7) 成形品(article)

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

例：金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器等

#### 8) 高懸念物質 (SVHC : Substances of Very High Concern)

発癌性物質、変異原生物質、生殖毒性物質、および難分解性で環境中や生体中に蓄積する化学物質で、欧州行政庁から認可対象物質リストとして公表されています。

SVHC は都度追加改訂されます

#### 9) 副資材

製造仕様書の部材表に記載していない部材で、フラックス、希釈材 (シンナー、アルコール)、

洗浄剤、マスキング材／テープ、梱包テープ、マーカペン、インク、緩衝材、乾燥剤等のことをいいます。

10) 国内 VT62474

国内 VT62474 は IEC TC111 VT62474 Japan National Committee の略称で、IEC/TC111 の国内委員会(事務局: JEITA 環境部)に設置されている分科会の 1 つで IEC62474 に関する日本の意見を国際会議への出席や国際投票にて反映させることの出来る国内組織です。

グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) の発展的解消により、その機能を引き継いでいます。

11) chemSHERPA

経済産業省の主導により開発されたサプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達のための情報伝達スキーム。

3. 田淵電機グループの環境負荷物質管理基準

田淵電機グループの環境負荷物質の管理基準は下記に記載の通りです。

ただし、今後の国際法及び各国規制の変更に伴って要求事項を追加する必要があることをご了承下さい。

1) 対象環境負荷物質

(a) 使用禁止物質

使用禁止物質は製品及び包装材への意図的添加及び、閾値を超える不純物の含有及び使用は一切、認められません。

環境負荷物質の調査は、材料の含有調査のみではなく、混入及び使用、製品への移行がないことを継続的に確認して下さい。

使用禁止物質とするものを以下に示します。

**別紙 1 「使用禁止物質」**

**別紙 2 「製造工程使用禁止物質」**

※ 「赤リン」の対象部位について

(1) 対象部位は直流、交流およびその電圧を問わず電界がかかる樹脂部分とします。

ただし、耐水性コーティング等の対策が施してあり、リン酸の生成を抑制出来ている場合は除きます。この場合、リン酸のブリードアウト試験データを、ご提出下さい。

試験条件等のご確認、ご相談は当社お問い合わせ窓口まで、お問い合わせ下さい。

(2) 金属中に添加されるリンは除きます。

※ 荷崩れ防止フィルムについて

製品・部品に直接触れる、荷崩れ防止フィルムを使用される場合は、ポリエチレン製 (PE) フィルムを使用して下さい。

ポリ塩化ビニル製 (PVC) フィルムには可塑剤としてフタル酸エステルが使用されている可能性があり、製品・部品にフタル酸エステルが移行する恐れがあります。

また、製品・部品に直接触れる梱包としてのトレイもポリエチレン製を使用して下さい。

(b) 含有管理物質

含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要している物質で、含有管理物質とするものを以下に示します。

i) 別紙3「含有管理物質」

ii) REACH \*SVHC に指定されている物質。

\*SVHC 該当物質は含有率が 1,000ppm を越えた場合、その含有詳細の報告が必要となります。

## 2) 含有環境負荷物質の閾値

(a) 使用禁止物質は意図された添加をしてはいけません。

但し、RoHS 指令等の適用除外用途は除きます。

(b) 対象環境負荷物質の田淵電機グループにおける不純物としての閾値は、下記別紙の対象範囲に示します。但し、別紙2「製造工程使用禁止物質」の物質は含有及び使用は一切、認められません。

別紙1「使用禁止物質」

別紙3「含有管理物質」

(c) REACH SVHC はその含有が各物質 1,000ppm 未満とします。

## 4. お取引先様の評価

田淵電機グループは、お取引先様の環境負荷物質管理体制について、新規お取引時及び、田淵電機グループが必要と認めた場合に評価させていただきます。

### 1) 環境負荷物質管理体制の構築

アーティクルマネジメント推進協議会(以下 JAMP とする)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」と同等の管理体制を構築いただき維持管理をお願いします。

また、お取引先様の外注先についても同様に管理体制の構築と維持管理をお願いします。

当ガイドラインは6項の JAMP の URL より入手することができます。

### 2) 評価の手順

#### (a) 自己評価

新規お取引時及び、田淵電機グループが必要と認めた場合、JAMP 発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン 付属書 実施項目一覧表 兼 チェックシート」に基づく自己評価結果のご提出を依頼させていただきます。

なお、設問は STEP1、STEP2 共、ご回答下さい。

当実施項目一覧表 兼 チェックシートは6項の JAMP の URL より入手することができます。

#### (b) 評価、判定

ご提出いただいた自己評価結果を基に「製品含有化学物質管理ガイドライン 付属書 実施項目一覧表 兼 チェックシート」の要求事項が満たされていることを評価し、判定します。

田淵電機グループが必要と認めた場合は、お取引先様の監査を実施させていただきます。

評価、判定の結果は、お取引先様に通知します。

## 5. 調査データご提出のお願い

調査データは新規採用時及び、4M 変更時(材料、製造方法、設備、要員)には、ご提出下さい。

また、田淵電機グループが必要と認めた場合にも、依頼させていただきます。

### 1) 「含有確認書」の提出について

#### (a) 調査内容

部材に含有する化学物質の含有有無、含有量、含有率、含有部位および用途等の確認。

詳細は、別紙 5「含有確認書ご提出について」を参照して下さい。

(b) 回答方法

回答は、別紙 6の様式「含有確認書」に記入してご提出願います。

2) 「不使用保証書」の提出について

(a) 保証内容

使用・含有させないことを保証して戴くもので、詳細は様式別紙 7「不使用保証書のご提出について」を参照して下さい。

(b) 回答方法

回答は、別紙 8の様式「不使用保証書」に記入し、「含有確認書」と同時に提出して下さい。

3) 「高精度分析データ」の提出について

田淵電機グループが必要と認めた場合に、依頼させていただきます。

分析対象物質は RoHS の 10 物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)、フタル酸ビス(2-エキルヘキシル(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP))

(a) 分析データ

高精度分析装置若しくは同等の分析装置での分析データを提出願います。

高精度分析装置の分析結果と相関がとれた蛍光 X 線分析装置により分析したデータも可とします。

一部品で複数部位があり複数の分析データがある場合、高精度分析データは別紙 9「高精度分析データ一覧表」に部位毎に取りまとめてください。

高精度分析は下記の分析装置を使用して下さい。

対象化学物質名	分析装置
カドミウム(Cd) 鉛(Pb) 水銀(Hg)	ICP 発光分光分析装置(ICP-AEP) ICP 質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分光装置(AAS) 蛍光 X 線分析装置(XRF)
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	紫外可視分光光度分析装置(UV-VIS) イオンクロマトグラフ分析装置(IC)
ポリ臭化ビフェニール(PBB) ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE) フタル酸エステル (DEHP, DBP, BBP, DIBP)	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS)

(b) 溶出量の分析データ

ISO8124:3 及び、EN1811 で規定されている物質の溶出量の分析データは、必要に応じ要求させていただきます。

4) chemSHERPA (CI / AI)の提出について

chemSHERPA データを、ご提出下さい。

化学物質、混合品は「chemSHERPA CI」、成形品は「chemSHERPA AI」データをご提出下さい。

chemSHERPA ツール及び、関係資料は 6 項の chemSHERPA URL より入手できます。

6.参考 URL.

- 1) アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)

URL : <http://www.jamp-info.com/>

- 2)国内 VT62474

URL : <http://www.vt62474.jp/>

- 3) chemSHERPA

URL : <https://chemsherpa.net/>

- 4) 田淵電機株式会社 環境保全への取り組み

URL : <http://www.zbr.co.jp/environment/environment.html>

7.お問合せ先

この基準書の内容についてのお問い合わせは、下記へお問合せ願います。

田淵電機株式会社 品質管理部

TEL : 06-4807-3538

E-mail : [green@zbr.co.jp](mailto:green@zbr.co.jp)



## 改定履歴

版数	Ver	制定/改定日	改定内容
初版	Ver1.0	2005年03月25日	新規発行
第二版	Ver2.0	2006年10月16日	対象環境負荷物質リストを旧 <b>JGPSSI</b> 準拠とした。 管理基準の見直し。
	Ver2.1	2007年01月10日	玩具用途フタル酸エステル管理を追加
	Ver2.2	2007年10月01日	「含有確認書」、「不使用保証書」、 「精密分析データ」ご提出について を追加
	Ver2.3	2008年03月14日	禁止物質に DecaBDE, PFOS 追加 閾値、管理値変更
	Ver2.4	2008年08月06日	管理値変更
第三版	Ver3.0	2010年04月01日	対象環境負荷物質リストを <b>JIG</b> 準拠 に変更。 <b>MSDSplus</b> 、 <b>AIS</b> を追加。 ご提出データの詳細説明追加。
第四版	Ver4.0	2017年01月10日	対象環境負荷物質リストの見直し 管理基準の見直し
	Ver4.1	2018年01月10日	対象環境負荷物質対象部位、条件の 詳細化 <b>chemSHRPA</b> 対応

別紙1 使用禁止物質  
(製品および梱包材への含有を禁止する物質)

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
1	カドミウム / カドミウム化合物	電池を除くすべて	均質材料の0.01重量% (100ppm)	顔料、耐蝕表面処理、 電池、接点、PVC安定剤	1,2
		電池	電池の0.001重量% (10ppm)		
2	六価クロム化合物	すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	顔料、塗料、インク、 触媒、防食表面処理、 染料、防錆、メッキ	1,2
3	鉛 / 鉛化合物	下記に示す対象以外すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	顔料、塗料、ゴム硬化剤、 電池、プラスチック安定剤、 ゴム加硫剤、ハンダ、 ガラス、快削合金、合金成分、 各種樹脂添加剤	1,2,3,4
		熱硬化性樹脂または熱可塑性で被覆された電線・ケーブルまたはコード	表面被覆の0.03重量% (300ppm)		
		電池	電池の0.004重量% (40ppm)		
4	水銀 / 水銀化合物	電池以外のすべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	電池、蛍光材料、接点、 温度計、顔料	1,2,5
		電池	意図的添加または電池の0.0001重量% (1ppm)		
5	トリブチルスズ = オキシド (TBTO) CAS No.56-35-9	すべて	意図的添加	塗料、顔料、防腐剤、 冷媒、発泡剤、	8
6	三置換有機スズ化合物	すべて	意図的添加または均質材料に1,000ppmのスズの含有が有る場合	顔料、塗料、難燃剤、 安定剤、	2,8
7	ジブチルスズ化合物 (DBT)	すべて	材料中のスズの0.1重量% (1,000ppm)	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	2
8	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	(1)皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 (2)育児用品 (3)2液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2シーラントモールドイングキット)	材料中のスズの0.1重量% (1,000ppm)	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	2
9	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	1,2
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	1,2,8
11	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱溶媒	2,8
12	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	すべて	均質材料の0.005重量% (50ppm)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱溶媒	2
13	ポリ塩化ナフタレン	すべて	意図的添加	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤	8,10
14	過塩素酸塩	すべて	成型品の0.0000006重量% (0.006ppm)	コインセル電池	22
15	パーフルオロオクタン sulfon酸塩 (PFOS)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	油圧油、金属メッキ、紙のコーティング材	8,9,10,12
16	フッ素系温室効果ガス (PFC,SF6,HFC) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	冷媒、吹付け剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス	14
17	アスベスト類	すべて	意図的添加	電気絶縁体、充填材、断熱材、摩擦材	2,6,7

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	繊維と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003重量%(30ppm)	顔料、染料、着色剤	2
19	オゾン層破壊物質 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	冷媒、発泡剤、洗浄剤、	15,16
20	放射性物質	すべて	意図的添加	煙探知機、測定装置、ゲージ類、検出器	19,20
21	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320) CAS No.3846-71-7	すべて	意図的添加	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、パテ、コーキング、シール用充填剤(紫外線吸収剤)	8
22	フタル酸エステル類 DEHP (CAS No.117-81-7) DBP (CAS No.84-74-2) BBP (CAS No.85-68-7) DINP (CAS No.28553-12-0 68515-48-0) DIDP (CAS No.26761-40-0 68515-49-1) DNOP (CAS No.117-84-0)	玩具用途の外郭部品	6物質の総和が1,000ppm以下	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	2,4
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) CAS No.117-81-7 2018年7月22日より禁止	すべて(玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
24	フタル酸ジブチル(DBP) CAS No.84-74-2 2018年7月22日より禁止	すべて(玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) CAS No.85-68-7 2018年7月22日より禁止	すべて(玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) CAS No.84-69-5 2018年7月22日より禁止	すべて(玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル) CAS No.624-49-7	すべて	均質材料の0.00001重量%(0.1ppm)	防湿剤、防カビ剤	2
28	4重金属(Cd,Pb,Cr6+,Hg)	梱包材	合計100ppm未満	梱包材に使用される顔料、塗料、PVC安定剤	17,18
29	短鎖型塩化パラフィン(炭素数10~13)	すべて	意図的添加 成型品の0.1重量%(1,000ppm)	グリス、金属加工油、難燃剤、PVC用可塑剤	10
30	多環芳香族炭化水素(PAHs) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	皮膚または口腔内に直接、繰り返し接触する場合	ゴムまたはプラスチック中1ppm	ゴムまたはプラスチック中の顔料(不純物)	2
31	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加 成型品の0.1重量%(1,000ppm)	難燃剤	8,9
32	パーフルオロオクタン酸(PFOA) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	油圧油、金属メッキ、洗剤、紙のコーティング材、プラスチック安定剤	11,13
33	ヒ素	木材防腐剤	木材防腐剤として使用される場合	木材防腐剤	2
34	塩化コバルト	乾燥剤	乾燥剤内のインジケータとして含有する場合	シリカゲル中の水分インジケータ	2
35	天然ゴム	玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位	意図的添加	ゴムブッシュ、ゴムシート、防振ゴム	-
36	赤リン CAS No.7723-14-0 2018年7月22日より禁止	電位がかかる樹脂(金属中に添加されるリンは除外)	意図的添加	難燃剤	-

## 別紙1 付表 使用禁止物質詳細

No	物質群名	対象物質	CAS No.
12	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)および特定代替 品	ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
		モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 141)	76253-60-6
		モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
		モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8
17	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	テトラフルオロメタン (4 フッ化炭素、PFC-14)	75-73-0
		ヘキサフルオロエタン (PFC-116)	76-16-4
		オクタフルオロプロパン (PFC-218)	76-19-7
		デカフルオロブタン (PFC-31-10)	355-25-9
		ドデカフルオロペンタン (PFC-41-12)	678-26-2
		テトラデカフルオロヘキサン (PFC-51-14)	355-42-0
		オクタフルオロシクロブタン (PFC-c318)	115-25-3
		6 フッ化硫黄 (SF6)	2551-62-4
		トリフルオロメタン (HFC-23)	75-46-7
		ジフルオロメタン (HFC-32)	75-10-5
		フッ化メチル (HFC-41)	593-53-3
		2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	138495-42-8
		ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	359-35-3
		1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	811-97-2
		1,2-ジフルオロエタン(HFC-152)	624-72-6
		1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	75-37-6
		1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	430-66-0
		1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	420-46-2
		フルオロエタン(HFC-161)	353-36-6
		2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	431-89-0
		1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	677-56-5
		1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	431-63-0
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	690-39-1
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	679-86-7		
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	460-73-1		
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	406-58-6		
19	一部の芳香族アミンを 生成するアゾ染料・顔 料	4-アミノアゾベンゼン	1960/9/3
		-アニシジン	90-04-0
		2-ナフチルアミン	91-59-8
		3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
		4-アミノビフェニル	92-67-1
		ベンジジン	92-87-5
		-トルイジン	95-53-4
		4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
		2,4-トルエンジアミン	95-80-7
		-アミノアゾトルエン・	97-56-3
		5-ニトロ- -トルイジン	99-55-8
		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
		4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
		-クロロアニリン	106-47-8
		3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
		3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
		2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
		2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
		4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4		
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0		
20	オゾン層破壊物質  モントリオール議定書 付属書A,B,C,Eに記載 の物質	CFCl <sub>3</sub> (CFC-11)	-
		CF <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-12)	-
		C <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (CFC-113)	-
		C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-114)	-
		C <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl (CFC-115)	-
		CF <sub>2</sub> BrCl (halon-1211)	-

No	物質群名	対象物質	CAS No.
		CF <sub>3</sub> Br (halon-1301)	-
		C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Br <sub>2</sub> (halon-2402)	-
		CF <sub>3</sub> Cl (CFC-13)	-
		C <sub>2</sub> FCl <sub>5</sub> (CFC-111)	-
		C <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub> (CFC-112)	-
		C <sub>3</sub> FCl <sub>7</sub> (CFC-211)	-
		C <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>6</sub> (CFC-212)	-
		C <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>5</sub> (CFC-213)	-
		C <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>4</sub> (CFC-214)	-
		C <sub>3</sub> F <sub>5</sub> Cl <sub>3</sub> (CFC-215)	-
		C <sub>3</sub> F <sub>6</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-216)	-
		C <sub>3</sub> F <sub>7</sub> Cl (CFC-217)	-
		CCl <sub>4</sub> 四塩化炭素	-
		C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	-
		対象物質	異性体の数
		CHFCl <sub>2</sub> (HCFC-21)	1
		CHF <sub>2</sub> Cl (HCFC-22)	1
		CH <sub>2</sub> FCl (HCFC-31)	1
		C <sub>2</sub> HFCl <sub>4</sub> (HCFC-121)	2
		C <sub>2</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-122)	3
		C <sub>2</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-123)	3
		CHCl <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HCFC-123)	-
		C <sub>2</sub> HF <sub>4</sub> Cl (HCFC-124)	2
		CHFClCF <sub>3</sub> (HCFC-124)	-
		C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-131)	3
		C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-132)	4
		C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl (HCFC-133)	
		C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>2</sub> (HCFC-141)	3
		CH <sub>3</sub> CFCl <sub>2</sub> (HCFC-141b)	-
		C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl (HCFC-142)	3
		CH <sub>3</sub> CF <sub>2</sub> Cl (HCFC-142b)	-
		C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> FCl (HCFC-151)	2
		C <sub>3</sub> HFCl <sub>6</sub> (HCFC-221)	5
		C <sub>3</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>5</sub> (HCFC-222)	9
		C <sub>3</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>4</sub> (HCFC-223)	12
		C <sub>3</sub> HF <sub>4</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-224)	12
		C <sub>3</sub> HF <sub>5</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-225)	9
		CF <sub>3</sub> CF <sub>2</sub> CHCl <sub>2</sub> (HCFC-225ca)	-
		CF <sub>2</sub> CICF <sub>2</sub> CHClF (HCFC-225cb)	-
		C <sub>3</sub> HF <sub>6</sub> Cl (HCFC-226)	5
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>5</sub> (HCFC-231)	9
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub> (HCFC-232)	16
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-233)	18
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-234)	16
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl (HCFC-235)	9
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>4</sub> (HCFC-241)	12
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-242)	18
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-243)	18
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Cl (HCFC-244)	12
		C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-251)	12
		C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-252)	16
		C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>3</sub> Cl (HCFC-253)	12

No	物質群名	対象物質	CAS No.
		C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FCI <sub>2</sub> (HCFC-261)	9
		C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> CI (HCFC-262)	9
		C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> FCI (HCFC-271)	5
		CHFBr <sub>2</sub>	1
		CHF <sub>2</sub> Br (HBFC-22B1)	1
		C <sub>2</sub> HF <sub>2</sub> Br <sub>3</sub>	3
		C <sub>2</sub> HF <sub>4</sub> Br	2
		C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	4
		C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> FBr <sub>2</sub>	3
		C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> FBr	2
		C <sub>3</sub> HF <sub>2</sub> Br <sub>5</sub>	9
		C <sub>3</sub> HF <sub>4</sub> Br <sub>3</sub>	12
		C <sub>3</sub> HF <sub>6</sub> Br	5
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>4</sub>	16
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Br <sub>2</sub>	16
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> FBr <sub>4</sub>	12
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Br <sub>2</sub>	18
		C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> FBr <sub>3</sub>	12
		C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>3</sub> Br	12
		C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> Br	9
		CH <sub>2</sub> FBr	1
		C <sub>2</sub> HFBBr <sub>4</sub>	2
		C <sub>2</sub> HF <sub>3</sub> Br <sub>2</sub>	3
		C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FBr <sub>3</sub>	3
		C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Br	3
		C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Br	3
		C <sub>3</sub> HFBBr <sub>6</sub>	5
		C <sub>3</sub> HF <sub>3</sub> Br <sub>4</sub>	12
		C <sub>3</sub> HF <sub>5</sub> Br <sub>2</sub>	9
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> FBr <sub>5</sub>	9
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Br <sub>3</sub>	18
		C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Br	8
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>3</sub>	18
		C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Br	12
		C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	16
		C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FBr <sub>2</sub>	9
		C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> FBr	5
		CH <sub>2</sub> BrCl プロモクロロメタン	-
		CH <sub>3</sub> Br 臭化メチル	-
27	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	ベンゾ(a)ピレン(BaP) 50-32-8	50-32-8
		ベンゾ(e)ピレン(BeP) 192-97-2	192-97-2
		ベンゾ(a)アントラセン(BaA) 56-55-3	56-55-3
		クリセン(CHR) 218-01-9	218-01-9
		ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA) 205-99-2	205-99-2
		ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA) 205-82-3	205-82-3
		ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA) 207-08-9	207-08-9
		ジベンゾ(a, h)アントラセン(DBAhA) 53-70-3	53-70-3
28	ヘキサプロモシクロドデカン(HBCDD)	ヘキサプロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4 4736-49-6 65701-47-5 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2

No	物質群名	対象物質	CAS No.
			678970-15-5
			678970-16-6
			678970-17-7
		1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	3194-55-6
		-ヘキサプロモシクロドデカン	134237-50-6
		-ヘキサプロモシクロドデカン	134237-51-7
		-ヘキサプロモシクロドデカン	134237-52-8
29	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1
		パーフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO)	3825-26-1
		パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5
		パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8
		パーフルオロオクタン酸の銀塩 335-93-3	335-93-3
		パーフルオロオクタン酸フルオリド 335-66-0	335-66-0
		パーフルオロオクタン酸メチル 376-27-2	376-27-2
		パーフルオロオクタン酸エチル 3108-24-5	3108-24-5

## 別紙2 製造工程使用禁止物質

## 1. 使用禁止物質

## 1.1. オゾン層保護法に定める特定物質及び指定物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	CFC	CFC
2	-	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	-	HCFC	HCFC
6	-	HBFC	HBFC
7	74-97-5	ブromochloroメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide

## 1.2. 土壌汚染防止のための使用禁止物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
(3)	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
9	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
10	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	1,1-Dichloroethylene
11	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
12	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
13	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
14	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
(4)	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
15	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
16	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
17	71-43-2	ベンゼン	Benzene

## 1.3. 大気汚染防止法の特定粉塵

No.	CAS No.	物質名	英文名
18		石綿(アスベスト)	Asbestos

## 1.4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第1種特定化学物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
19	-	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	Polychlorinated biphenyls (PCB)
20	-	ポリ塩化ナフタレン(塩素数2以上のもの)	Polychlorinated naphthalene (2or more chlorine atoms)
21	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
22	309-00-2	アルドリン	Aldrin
23	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
24	72-20-8	エンドリン	Endrin
25	50-29-3	DDT	DDT
26	57-74-9	クロルデン	Chlordane
27	76-44-8	ペプタクロル	Heptachlor
28	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
29	2385-85-5	マイレックス	Mirex
30	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン(別名:ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン)	Hexachlorobutadiene
31	-	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩aおよびペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) = フルオリド(別名PFOSF)	Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS), its salts Perfluorooctane sulfonyl fluoride(PFOSF)
32	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
33	319-84-6	-ヘキサクロロシクロヘキサン	Alpha hexachlorocyclohexane
34	319-85-7	-ヘキサクロロシクロヘキサン	Beta hexachlorocyclohexane
35	58-89-9	リンデン(別名: -ヘキサクロロシクロヘキサン)	Lindane
36	143-50-0	クロルデコン	Chlordecone
37	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
38	-	テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル	Tetrabromodiphenyl ether and pentabromodiphenyl ether
39	-	ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル	Hexabromodiphenyl ether and heptabromodiphenyl ether
40	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	エンドスルフアン	Technical endosulfan and its related isomers



41	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane
42	-	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	Pentachlorophenol and its salts and esters

1.5. 労働安全衛生法施行令の製造禁止物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
41	-	黄りんマッチ(黄りん)	Tetra phosphorus
42	-	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
43	-	4-アミノフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
(18)	-	石綿(アスベスト)	Asbestos
44	-	4-ニトロフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
45	-	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl) ether
46	-	-ナフチルアミン及びその塩	-Naphthylamine
47	-	ベンゼン含有ゴムのり(ベンゼン容量: > 5%)	Rubber cement containing benzene (benzene: > 5v/v%)

2. 削減対象物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
-	-	-	-

## 別紙3 含有管理物質

(含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする物質)

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
1	酸化ベリリウム	すべて	成型品の0.1重量% (1,000ppm)	セラミック材料	21
2	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有量合計で0.1重量% (1000ppm)	難燃剤	23,24
		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有量合計 で0.09重量%(900ppm)		
3	塩素系難燃剤	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有量合計で 0.1重量%(1000ppm)	難燃剤	23,24
		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有量合計 で0.09重量%(900ppm)		
4	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有量合計が1000ppm	樹脂材料、絶縁体、耐薬剤、OHPフィルム、シース材	23
5	ホルムアルデヒド	織物	織物製品の0.0075重量% (75ppm)	木材等の防虫・腐食防止、接着剤	25,26
		複合木材製品または部品	意図的添加		
6	REACH規則認可対象候補物質SVHC	REACH認可対象候補物質参照	成型品の0.1重量% (1000ppm)	-	2
7	ニッケル	長時間皮膚に接する部品の場合	意図的添加	ステンレス鋼、メッキ	2

## 別紙4 参照法規制および別紙中の表記番号

付表中の表記 (参照法規制欄)	法律等の名称(一部略称)、国・地域
1	RoHS 指令(改正) 2011/65/EU (欧州)
2	REACH 規則(EC) No1907/2006 (欧州)
3	プロポジション65 (米国・カリフォルニア)
4	2008 年消費者製品安全改善法 (PUBLIC LAW 110 314) (米国)
5	水銀危険低減法 (米国)
6	有害物質規制法 (TSCA: Toxic Substances Control Act) (米国)
7	特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令 (ChemRRV) (スイス)
8	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (日本)
9	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (国際条約)
10	残留性有機汚染物質(POPs)に関する規則(EC) No 850/2004 (欧州)
11	健康と環境に有害な化学物質およびその他の製品の製造, 輸入, 輸出, 販売および使用の制限に関するノルウェー規則 (ノルウェー)
12	カナダ環境保護法 SOR/2008-178 (カナダ)
13	米国 PFOA 自主廃絶プログラム (米国)
14	(EU) No517/2014 (欧州)
15	モントリオール議定書 (国際条約)
16	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (日本)
17	EU EU 包装指令 94/62/EEC (欧州)
18	Toxics in Packaging Prevention Act (米国・カリフォルニア)
19	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (日本)
20	核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (日本)
21	EU WEEE 指令2002/96/EC 第11 条: 処理施設への情報提供実施に関する DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス (欧州)
22	過塩素酸塩汚染防止法2003 (米国・カリフォルニア)
23	JS709 (業界標準) (米国)
24	IPC-04101,IEC61249-2-21 (国際規格)
25	CARB 規則 (米国・カリフォルニア州)
26	BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制 § 2, 12/2/1990 (オーストリア)

## 別紙5

**「含有確認書」のご提出について**

下記項目に従い該当する内容をご記入下さい。  
記入漏れ・記入ミスがありますと再提出が必要ですので、ご注意下さい。

**〔基本情報〕**

作成日、納入業者名、製造業社名、部署名、責任者名、**責任者印の押印**、記入者、連絡先  
\*海外の場合は押印の代わりに責任者の署名でも可。

**〔含有化学物質調査〕**

部材名称: 部品名、貴社正式部番

\*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付して下さい。

部品質量: 製品1個当たり(g/kg)、/mあたりの質量(g/m)、またはm<sup>2</sup>あたりの質量(g/m<sup>2</sup>)を単位欄 にチェック

含有の有無: 「有り」 不純物が意図的の欄に、「無し」 ×

部位質量: 均質材料の質量をg単位で記入

含有量、含有率: 均質材料中の化学物質の含有量(g単位)および含有率

\*部位(均質材料中)の含有率です。含有率ppm = (含有量 ÷ 部位質量) × 10<sup>6</sup>

\*数字が判読できるようにご記入下さい。(例)0.00000003 = 3E-08

含有部位、用途: 均質材料単位の部位と含有物の使用目的

備考欄: RoHS対応について

\*RoHS適用除外用途は「**RoHS適用除外**」と明記の上、適用除外項番を記載下さい。

\*不純物は「**閾値未滿**」であることを明記して下さい。

\*閾値については「グリーン調達基準書」別紙1をご確認下さい。

**〔ご提出方法〕**

様式「含有確認書」に入力して下さい。

弊社の依頼担当者へ送付(原紙かコピー)または電子データ・PDFデータをメール添付して下さい。

田淵電機株式会社 御中

No. \_\_\_\_\_

## 含有確認書

作成日(西暦)	年 月 日	部品名	
納入業者名		部番	
製造業社名		田淵部品コード	
部署名		TEL	
責任者	印	FAX	
記入者		E-mail	

部品質量	<input type="checkbox"/> g <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> g/m <input type="checkbox"/> g/m <sup>2</sup>	※9 ←記入漏れにご注意ください
------	---	------------------

No.	物質群	含有有無※10			部位 質量 g	含有量 g	含有率 ppm	含有部位、用途	備考欄 (RoHS適用除外等)
		有 不 純 物	有 意 的 無	無					
<b>使用禁止物質</b>									
1	カドミウム/カドミウム化合物								
2	六価クロム化合物								
3	鉛/鉛化合物								
4	水銀/水銀化合物								
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)								
6	三置換有機スズ化合物								
7	ジブチルスズ化合物(DBT)								
8	ジオクチルスズ化合物(DOT) ※2								
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類								
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類								
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品								
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類								
13	ポリ塩化ナフタレン								
14	過塩素酸塩								
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)								
16	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)								
17	アスベスト類								
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料								
19	オゾン層破壊物質 ※1								
20	放射線物質								
21	2-(2H-1, 2, 3ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)								
22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP, DBP, DEHP, DIDP, DINP, DNOP)								
23	フタル酸ビス(2-エキルヘキシル)(DEHP) ※4								
24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4								
25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4								
26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4								
27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)								
28	四重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)								
29	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)								
30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)								
31	ヘキサプロモシクロデカン(HBCDD)								
32	パーフルオロオクタノ酸(PFOA)								
33	ヒ素 ※5								
34	塩化コバルト								
35	天然ゴム ※6								
36	赤リン ※7								
<b>含有管理物質</b>									
37	酸化ベリリウム								
38	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)								
39	塩素系難燃剤								
40	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー								
41	ホルムアルデヒド								
42	REACH規則認可対象候補物質(SVHC)								
43	ニッケル ※8								

※1 モントリオール議定書対象物質

※2 皮膚と接触することを意図する繊維物および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット)

※3 玩具用途の外郭部品

※4 全て(玩具用途の外郭部品以外)、2018年7月22日より使用禁止

※5 木材防腐剤として使用する場合

※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位

※7 電位がかかる樹脂(金属中に添加されるリンは除外、2018年7月22日より使用禁止)

※8 長時間皮膚に接する部品の場合

※9 部品質量・単位欄：いずれかを選択し □ にチェックを記入

一個当りの質量(単位：g, kg)、m単位での納入の場合は1mあたりの質量(g/m)、m<sup>2</sup>単位での納入の場合は1m<sup>2</sup>あたりの質量(g/m<sup>2</sup>)

※10 含有有無の記入方法は『含有確認書のご提出について』を参照して下さい。

## 別紙7

**不使用保証書のご提出について**

下記項目に従い該当する内容をご記入下さい。

記入漏れ・記入ミスがありますと再提出が必要ですので、ご注意下さい。

訂正の際は修正液を使用せず、二重線で消して訂正印を押印してください。

**〔基本情報〕**

作成日、会社名、**社印又は責任者印の押印(朱印)**、役職/責任者名、担当者名、電話番号

\*海外の場合は社印押捺の代わりに署名でも可。

**〔対象部材〕**

部品名、弊社登録部番(またはシリーズ名)

\*田淵電機が登録している部品名、部番を記入してください。

\*未登録部材ご回答の場合は、お取引先様の部品名、部番を記入下さい。

\*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付して下さい。

\*田淵部品コードのご記入は不要です。

**〔不純物、適用除外の含有など〕**

**禁止物質の含有が有る場合は記入必須です。**

禁止物質名、含有率、部位・用途、コメント

\*均質材料ごとに閾値に関係なく記入して下さい。

\*コメント欄に「RoHS適用除外の項目」「不純物」などRoHS対応品であることを明記して下さい。

**〔ご提出方法〕**

様式『不使用保証書』にご記入下さい。

**社印、又は責任者印を押印(海外は署名で可)した原本**をご提出下さい。

電子データをご提出の際も、原本を弊社依頼担当者へ送付して下さい。

別紙8

年 月 日

田淵電機株式会社 御中

不使用保証書

会社名：

社印又は  
責任社印

役職/責任者名：

担当者名：

TEL：

当社は、田淵電機グループに納入する部材に、下記記載の禁止物質が除外用途を除き意図的に添加していないこと、また製造工程において使用していないことを保証します。  
なお不純物、適用除外の含有などについても、記載の通りであることを保証します。

記

《対象部材》

照会No.	
部品名	田淵部品コード
部番	当社部番など

《禁止物質》

No	物質群	No	物質群
1	カドミウム/カドミウム化合物	21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)
2	六価クロム化合物	22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP, DBP, DEHP, DIDP, DINP, DNOP)
3	鉛/鉛化合物	23	フタル酸ビス(2-エキルヘキシル)(DEHP) ※4
4	水銀/水銀化合物	24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	25	フタル酸ブチルベンジル(DIBP) ※4
6	三置換有機スズ化合物	26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	27	ジメチルフマレート(フタル酸ジメチル)
8	ジオクチルスズ化合物(DOT) ※2	28	四重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、および各々の化合物)
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	29	短鎖型塩化パラフィン(C10-13)
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	31	ヘキサプロモシクロドデカン(HBCDD)および全異性体
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	32	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)とその塩, エステル
13	ポリ塩化ナフタレン	33	ヒ素 ※5
14	過塩素酸塩	34	塩化コバルト
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	35	天然ゴム ※6
16	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	36	赤リン ※7
17	アスベスト類		
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
19	オゾン層破壊物質 ※1		
20	放射性物質		

- ※1 モントリオール議定書対象物質
- ※2 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット)
- ※3 玩具用途の外郭部品
- ※4 全て(玩具用途の外郭部品以外)、2018年7月22日より使用禁止
- ※5 木材防腐剤として使用する場合
- ※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位
- ※7 電位がかかる樹脂(金属中に添加されるリンは除外、2018年7月22日より使用禁止)

《不純物、適用除外の含有など》

禁止物質	含有率(ppm)	部位・用途	コメント

